

株 主 各 位

佐賀県伊万里市新天町722番地5  
**アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社**  
代表取締役会長兼社長CEO **金 子 和斗志**

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場については、ご自身の体調や株主総会日時点での感染状況を踏まえ、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年1月24日（月曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 福岡県福岡市博多区東月隈3丁目27-2  
ララチャンス 博多の森 博多の森迎賓館  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 1. 第26期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告、連結  
計算書類及び計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち、以下の①から④の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ikk-grp.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ①業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容と運用状況の概要
  - ②会社の支配に関する基本方針
  - ③連結計算書類の連結注記表
  - ④計算書類の個別注記表
- なお、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております上記①から④の事項となります。また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております上記③及び④の事項となります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症への対応

### 《株主様へのお願い》

- ご来場される株主様におかれましては、マスクの持参・着用についてご協力をお願い申し上げます。
- 会場入口に設置の消毒液をご利用の上、ご入場くださいますようお願い申し上げます。
- 会場入口にて検温チェックをさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合など、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、株主総会運営スタッフがお声がけの上、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 昨年同様、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

### 《株主総会当日の当社の対応について》

- 本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。**また、感染拡大防止の観点から、飲料・スープ等の提供についてもございませんので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- 今後の状況や政府の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ikk-grp.jp>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

### 1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を  
会場受付へ提出

#### 株主総会日時

2022年1月25日(火)  
受付開始：午前9時  
開 会：午前10時

### 2 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を  
記入の上、投函

#### 行使期限

2022年1月24日(月)  
午後6時到着

### 3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>  
にて各議案の賛否を入力

#### 行使期限

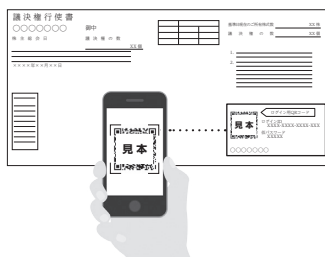
2022年1月24日(月)  
午後6時まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

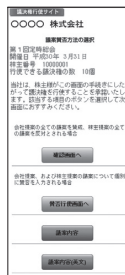
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



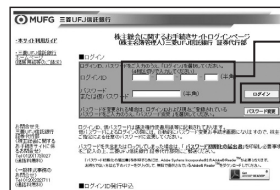
**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

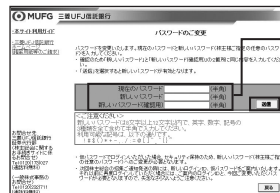
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## インターネットによる議決権行使のご利用の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権のお手続はいずれも不要でございます。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる、インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

インターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

#### 4. 議決権の重複行使について

書面(郵送)とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、2021年11月1日付で持株会社体制へ移行いたしました。これに伴い、持株会社として事業会社等の事業活動の経営管理等を行うため、現行定款第2条（目的）を変更し、併せて取締役会の柔軟な運営を可能とすること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の議長につき、業務執行から独立した社外取締役においても務めることができるよう、現行定款第23条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 （条文省略）</p> <p>(1) 国内外の結婚式場、ホテル、旅館、レストラン、葬祭場、介護施設及びそれに類する施設の企画、立案、運営、経営、顧客の斡旋・紹介及び<u>コンサルタント業</u></p> <p>(2) （条文省略）</p> <p>(3) <u>経営コンサルタント業</u></p> <p>(4)～(8) （条文省略）</p> <p>(9) 美容室及びエステティックサロンの経営、運営及び<u>コンサルタント</u></p> <p>(10)～(18) （条文省略） （新設）</p>	<p>（目的） 第2条 （現行どおり）</p> <p>(1) 国内外の結婚式場、ホテル、旅館、レストラン、<u>学習塾、文化教室、展示会場</u>、葬祭場、介護施設及びそれに類する施設の企画、立案、運営、経営、顧客の斡旋・紹介及び<u>コンサルティング業</u></p> <p>(2) （現行どおり）</p> <p>(3) <u>経営コンサルティング業</u></p> <p>(4)～(8) （現行どおり）</p> <p>(9) 美容室及びエステティックサロンの経営、運営及び<u>コンサルティング</u></p> <p>(10)～(18) （現行どおり）</p> <p>(19) <u>介護保険法に基づく介護予防日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス）</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(19)～(21) (条文省略)	(20)～(22) (現行どおり)
(22) <u>酒類、飲食料品の販売に関する業務</u>	(削除)
(23)～(26) (条文省略)	(23)～(26) (現行どおり)
(27) <u>不動産及び動産の賃貸</u> (新設)	(27) <u>不動産の売買、賃貸、仲介及び管理</u>
(28) <u>旅行業法に基づく旅行業</u>	(28) <u>動産の賃貸</u>
(29)～(32) (条文省略)	(29) <u>旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業</u>
(新設)	(30)～(33) (現行どおり)
(新設)	(34) <u>食品、飲料(酒類を含む)及び日用品の研究、企画、開発、製造、輸出入及び販売</u>
(新設)	(35) <u>食品、飲料(酒類を含む)及び日用品の販売店舗の企画、開発及び運営</u>
(新設)	(36) <u>食料品(農水畜産品を含む)及び原材料の輸出入、生産、加工及び販売</u>
(新設)	(37) <u>食品企画、開発、販売及び店舗運営等のノウハウの売買、使用許諾及び賃貸業務</u>
(新設)	(38) <u>インターネット、電話、ファクシミリ、カタログ及び郵便等を利用した通信販売システムの構築及び運営並びにそれらに関するコンサルティング</u>
(新設)	(39) <u>金融関連業務</u>
(新設)	(40) <u>インターネットを利用した各種情報の提供及び異性紹介サービス業</u>
(新設)	(41) <u>結婚仲介業</u>
(新設)	(42) <u>損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務</u>
(新設)	(43) <u>生命保険会社及び損害保険会社に対する特定証券業務の委託の斡旋及び支援</u>
(新設)	(44) <u>生命保険及び損害保険の契約締結の代理及び媒介に関する業務</u>
(新設)	(45) <u>倉庫業</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(46) <u>書籍及び雑誌の企画、制作、出版及び販売</u>
(新設)	(47) <u>広告業及び広告宣伝の情報媒体の販売並びに広告代理業</u>
(新設)	(48) <u>フランチャイズ加盟店に対する経営指導</u>
(新設)	(49) <u>ノベルティ及びデザインの制作</u>
(新設)	(50) <u>特許権、商標権、意匠権、著作権及び商品化権等の知的財産権の実施、販売、使用許諾、賃貸、維持及び管理</u>
(新設)	(51) <u>食堂及び喫茶店の企画、開発及び運営</u>
(新設)	(52) <u>写真・動画撮影スタジオの運営及び写真・動画撮影サービスの提供</u>
(新設)	(53) <u>施設利用者等への車両による送迎事業</u>
(新設)	(54) <u>店舗設計及び什器備品等の設計並びに設計監修</u>
(新設)	(55) <u>クラウドプラットフォーム（ソフトウェア及びハードウェアサービスを動かすための基盤となる環境）の提供、運営及び管理</u>
(新設)	(56) <u>保育又は託児施設の運営及び運営支援</u>
(新設)	(57) <u>書籍、雑誌、その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売</u>
(新設)	(58) <u>電子通信機器の販売、リース、取付け工事及びメンテナンス</u>
(新設)	(59) <u>ウェブシステム及びコンテンツの企画、開発、運営、リース及びレンタル</u>
(新設)	(60) <u>コンピュータソフトウェアの企画、制作、運営、リース及びレンタル</u>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(33) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(61) <u>データ通信システムに係る装置の開発、販売及び保守</u></p> <p>(62) <u>コンピュータシステムの企画、開発及び保守</u></p> <p>(63) <u>通信販売業</u></p> <p>(64) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>がこれを招集し、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>が議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p>

## 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)7名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるという意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	金子 和斗志 (1952年3月26日)	1974年10月 金子興業(株)(現株アイ・エス)入社 1974年12月 同社取締役 1981年12月 同社代表取締役 1995年11月 当社代表取締役社長 2012年12月 アイケア(株)取締役 2017年1月 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA取締役 2017年6月 (株)力の源ホールディングス社外取締役 2020年1月 当社代表取締役会長CEO 2020年10月 (株)明德庵代表取締役社長(現任) 2020年11月 アイ・ケイ・ケイ(株)代表取締役会長 2021年11月 当社代表取締役会長兼社長CEO(現任) 同上 アイ・ケイ・ケイ(株)代表取締役会長兼社長(現任) 2021年12月 (一社) I K K アカデミー代表理事(現任)	4,752,200株
(取締役候補者とした理由) 当社創業者及び代表取締役として、強いリーダーシップをもって会社を牽引してきた実績や豊富な経験を有しており、今後も経営全般に対する指導、助言を行い、継続的な企業価値向上が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	寺澤 大輔 (1968年4月19日)	1992年4月 アイ・ケイ・ケイ(株)(現株アイ・エス)入社 1995年11月 当社入社 2002年10月 当社鳥栖支店支配人 2003年5月 当社総支配人 2005年4月 当社営業部長 2006年5月 当社取締役 2006年6月 当社取締役人事情部長 2007年2月 当社取締役人事情部長 2012年2月 当社取締役経営企画部長 2012年12月 アイケア(株)代表取締役社長(現任) 2013年4月 当社取締役関連事業開発部長 2018年1月 当社取締役関連事業開発担当兼部長 2021年11月 当社取締役介護事業担当兼部長(現任) 同上 ララ・クール(株)取締役(現任) 2021年12月 (一社) I K K アカデミー理事(現任)	97,217株
(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として、これまで営業、人事、経営企画等を統括してきた実績と豊富な経験を有しており、介護事業にも精通していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	きくちまさき 菊地正樹 (1966年11月26日)	2009年4月 ㈱三井住友銀行法人業務推進部グループ長 2013年4月 同行法人戦略部副部長 2014年4月 同行溝ノ口法人営業部長 2016年4月 同行法人戦略部部長 2017年4月 同行本店法人営業部長 2019年6月 同行本店付当社出向 2019年9月 当社関連事業開発部部長 2020年1月 当社転籍 同上 当社取締役新規事業開発担当 2020年10月 ㈱明德庵取締役(現任) 2020年11月 アイ・ケイ・ケイ(㈱)取締役 2021年3月 アイ・ケイ・ケイキャピタル(㈱)代表取締役社長(現任) 2021年11月 当社取締役新規事業開発担当兼部長 兼 キャピタル事業担当兼部長 兼 結婚仲介事業担当兼部長(現任) 同上 ララ・クール(㈱)代表取締役社長(現任) 同上 アイ・ケイ・ケイ(㈱)監査役(現任) 同上 Ambihone(㈱)監査役(現任) 2021年12月 (一社) I K K アカデミー監事(現任)	10,629株
(取締役候補者とした理由) 金融業界での豊富な経験から幅広い見識を有しており、また、今後の当社グループを成長発展させる結婚仲介事業及び新規事業創出に向けた体制強化を担っていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	もりたやすひろ 森田康寛 (1981年11月3日)	2004年4月 当社入社 2007年6月 当社金沢支店支配人 2008年4月 当社富山支店支配人 2009年3月 当社経営企画部経営企画課長 2012年1月 当社経営企画部次長 2012年12月 アイケア(㈱)取締役 2014年1月 当社経営管理部次長 2015年1月 当社経営管理部長 2017年1月 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA取締役 2018年1月 当社執行役員海外事業開発部長 2021年1月 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA代表取締役(現任) 同上 当社取締役海外事業開発担当兼部長 2021年11月 当社取締役婚礼事業担当兼部長 兼 海外事業開発担当兼部長(現任)	52,600株
(取締役候補者とした理由) 当社において企画、管理及び海外事業を歴任してきた実績と豊富な経験を有しており、今後の当社グループを成長発展させる海外事業拡大に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	おだ ゆたか 小田 豊 (1969年2月4日)	2012年1月 フューチャーアーキテクト(株)アドバンスドビジネス本部 エグゼクティブマネジャー 2015年11月 (株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ情報戦略企画 室シニアマネジャー 2016年4月 (株)三越伊勢丹ホールディングス (出向) 情報戦略本部IT 戦略部シニアマネジャー 2018年4月 カブドットコム証券(株) (現auカブコム証券(株)) システム 開発部長 2020年4月 当社入社 2020年6月 当社執行役員システム部長 2021年1月 当社取締役システム担当兼部長 (現任) 2021年3月 アイ・ケイ・ケイキャピタル(株)取締役 (現任) 2021年11月 アイ・ケイ・ケイ(株)取締役 (現任) 同 上 Ambihone(株)取締役 (現任)	3,565株
(取締役候補者とした理由) IT業界での豊富な経験から幅広い見識を有しており、また、今後の当社グループの成長の源泉となるIT戦略も見据え、業務システムの改善及びITガバナンスの強化に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
6 ※	なか しま だい すけ 中 嶋 大 祐 (1984年10月22日)	2007年3月 当社入社 2013年2月 当社福井支店支配人 2015年2月 当社福岡支店支配人 2016年4月 当社福岡支店総支配人 2018年5月 当社営業企画部長兼福岡支店総支配人 2019年11月 当社営業企画部長兼福岡支店総支配人 2021年1月 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA取締役 (現任) 2021年6月 当社執行役員営業企画部長 2021年11月 Ambihone(株)代表取締役社長 (現任) 同 上 当社執行役員フォト事業部長 (現任)	7,100株
(取締役候補者とした理由) 当社において営業企画を統括してきた実績と豊富な経験を有しており、今後の当社グループを成長発展させるフォト事業拡大に必要な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	うめやま かおり 氏 梅山香里 (1966年10月15日)	1990年11月 武内俊造税理士事務所（現税理士法人武内総合会計）入社 2009年1月 梅山聡税理士事務所（現アスモア税理士法人）入社 2009年8月 中小企業診断士登録 2010年1月 GESS Consulting Office 代表(現任) 2018年6月 (一社)福岡県中小企業診断士協会代表理事（現任） 2019年1月 当社社外取締役（現任）	1,000株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、企業経営に関する専門的な知見を有しており、経営全般に対し幅広い助言をいただいております。それらの経験・知見に基づき、独立的な立場から経営を監督する役割を果たしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 金子和斗志氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 所有する当社の株式数には、当社持株会における持分を含んでおります。
5. 梅山香里氏は社外取締役候補者であります。
6. 梅山香里氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 当社は、梅山香里氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、梅山香里氏の選任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 梅山香里氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告28頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	久保 俊幸 (1957年7月29日)	2003年6月 ㈱西日本銀行（現㈱西日本シティ銀行）和白支店長 2005年2月 同行久留米営業部事務グループ担当部長 2008年5月 同行西新中央支店長 2011年4月 西日本ユウコー商事㈱総務部長兼人事部長 2018年4月 当社入社 2019年1月 当社常勤監査役 2020年1月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） 2020年11月 アイ・ケイ・ケイ㈱監査役	2,000株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 金融業界及び事業会社での豊富な経験から財務、会計、法務に関する相当程度の知見を有しており、当社グループの経営の監督及び監査業務を行うに適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	藤田 ひろみ (1960年3月8日)	1980年4月 日商岩井㈱（現双日㈱）入社 1997年6月 白石公認会計士事務所入所 1999年11月 税理士登録 2000年9月 藤田ひろみ税理士事務所開設 2006年5月 (有)ビギン代表取締役 2014年11月 税理士法人優和パートナーズ（現税理士法人さくら優和パートナーズ）代表社員（現任） 2015年1月 当社社外監査役 2018年5月 ㈱アセットパートナーズ優和福岡代表取締役（現任） 2018年7月 (有)ビギン取締役（現任） 2020年1月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年6月 九州旅客鉄道㈱社外取締役（監査等委員）（現任）	4,000株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 税理士としての財務、会計及び税務に関する専門的な知識と幅広い見識を有しており、経営全般に対し幅広い助言をいただいております。それらの経験・知見に基づき、独立的な立場から経営の監督及び監査業務を行うことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	くすのき 桶のり 典子 (1965年2月7日)	1996年6月 税理士登録 同上 楠典子税理士事務所開設 2002年6月 税理士法人シオン代表社員 2006年12月 ㈱くすのき代表取締役(現任) 2008年10月 楠典子税理士事務所再開設(現任) 2015年1月 当社社外監査役 2020年1月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	4,000株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 税理士としての財務、会計及び税務に関する専門的な知識と幅広い見識を有しており、経営全般に対し幅広い助言をいただいております。それらの経験・知見に基づき、独立的な立場から経営の監督及び監査業務を行うことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
4	いとう はる き 藤 晴 輝 (1977年9月4日)	2002年11月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 2007年1月 公認会計士登録 2013年7月 伊藤産業㈱取締役管理本部長 同上 伊藤晴輝公認会計士事務所開設(現任) 2015年1月 当社社外監査役 2017年4月 伊藤産業㈱代表取締役社長(現任) 2020年1月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	3,100株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と幅広い見識を有しており、経営全般に対し幅広い助言をいただいております。それらの経験・知見に基づき、独立的な立場から経営の監督及び監査業務を行うことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	なかむらりょうすけ 中村 亮介 (1978年12月22日)	2010年12月 弁護士登録 2014年10月 中村国際法律事務所開設 2020年1月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2021年6月 弁護士法人中村国際法律事務所開設(現任)	7,800株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する高度な専門知識と幅広い見識を有しており、当社グループの経営の監督及び監査業務を行うに適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は、監査等委員である社外取締役であり、本総会終結の時をもって監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年となります。なお、各氏は当社の監査等委員である社外取締役就任前の5年間、当社の社外監査役でありました。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、各候補者の選任が承認された場合には、各候補者との当該契約を継続する予定であります。
5. 藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告28頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



(ご参考) 当社が取締役(予定)に対して期待する分野(スキルマトリックス)

第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の各取締役につきまして、これまでの経験をもとに、期待する分野について記載しております。

氏名	属性	当社が各取締役に特に期待する分野							
		経営	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス	海外経験	IT・ デジタル	営業・ マーケティ ング	ESG	新規事業
金子 和斗志		○	○	○	○		○	○	○
寺澤 大輔		○					○		○
菊地 正樹		○	○	○			○	○	○
森田 康寛		○	○		○		○		
小田 豊						○	○		○
中嶋 大祐		○					○		○
梅山 香里	【社外】 【独立】	○	○				○		○
久保 俊幸		○	○	○			○		
藤田 ひろみ	【社外】 【独立】	○	○	○			○	○	○
楠 典子	【社外】 【独立】		○						
伊藤 晴輝	【社外】 【独立】	○	○				○		○
中村 亮介				○	○				

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2020年11月1日から  
2021年10月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年11月1日から2021年10月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により度重なる「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発出され、業種や地域により社会経済活動の制限が続いておりましたが、ワクチン接種が進んだことや感染防止の意識の高まりにより新規感染者が減少し、経済活動の正常化に向け、一部に厳しさは残るものの総じて持ち直しの動きが見られました。しかしながら、海外の規制緩和の動向や第6波への警戒感により依然として先行きは不透明な状況が続いております。

ウェディング業界におきましては、感染者の減少に伴い集客イベント等の再開や挙式・披露宴の延期が減少したことにより、施行数は漸増傾向にあります。

このような状況の下、当社グループは、お客さまと社員の安全・安心を最優先事項と考え、「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に基づき最大限の感染防止対策を徹底したうえで挙式・披露宴を実施すると同時に全社を挙げたコスト削減施策を推し進め、業績の回復に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は11,530百万円（前年同期比31.8%増）、営業損失は1,599百万円（前年同期は3,981百万円の営業損失）、経常損失は610百万円（同3,524百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は411百万円（同4,235百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### (イ) 婚礼事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、度重なる「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発出される中、感染防止対策を徹底したうえで挙式・披露宴を実施してまいりました。

その結果、前連結会計年度と比較し、婚礼組数が増加したことから、売上高は10,936百万円（前年同期比33.2%増）、営業損失は1,648百万円（前年同期は4,035百万円の営業損失）となりました。

#### (ロ) 介護事業

売上高は550百万円（前年同期比2.6%増）、営業利益は41百万円（同24.7%減）となりました。

#### (ハ) 食品事業

前連結会計年度（2020年10月）に食品事業を展開する子会社を設立し、売上高は112百万円、営業利益は6百万円（前年同期は1百万円の営業損失）となりました。

#### ② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度中においては、総額150百万円の設備投資（無形固定資産を含む。）を実施いたしました。

#### ③ 重要な資金調達の状況

当連結会計年度においては、前連結会計年度に締結した当座貸越契約から、運転資金として追加で100百万円の借り入れを行いました。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年11月6日付で、当社の婚礼事業を承継させるアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社を設立しました。

## ⑧ 対処すべき課題

国内のウェディング業界では、結婚適齢期人口の減少や晩婚化等を背景に、挙式・披露宴件数は、緩やかに減少傾向をたどっていくものと予想されます。しかし、伝統や格式にとらわれないオリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウェディングの市場は、順調に拡大してきました。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウェディングの形態へ進出してきたほか、ホテルのリニューアルや価格競争の激化等、競合状況は一段と厳しさが増してきております。一方で、海外のウェディング業界では、東南アジアエリアの人口増や経済発展に伴う所得水準の上昇が見込まれており、同エリアでのウェディング市場は拡大していくことが見込まれております。また、介護業界では、高齢者のライフスタイルやニーズにあったサービスが求められており、様々な業種からの新規参入も相次いでおります。その他、食品業界では、食品偽装や異物混入等の問題を背景として食に関する安全性と信頼性が求められている傍ら、健康志向の高まりによる新たなニーズが創出されるなど、多様化するお客さまの要望に応える商品開発が求められています。

新型コロナウイルス感染症の影響においては、新規感染者数減少を背景に2021年7月に発出された緊急事態宣言は9月末にて解除されましたが、消費者の今後動向については不透明であり、予断を許さない状況が続いております。

現時点においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難ではありますが、感染防止対策を徹底し、安全で安心できる結婚式の提供に努めております。

こうした中、当社グループは、お客さまの意識の変化や業界・競合企業の動向を十分に踏まえ、お客さまに感動していただける心のこもったサービスを提供し、お客さまの感動を通して社会に貢献していく方針であります。

このため、(イ)情報収集力・分析力・活用力の強化、(ロ)成果(売上・利益・採用・育成)のための課題発見力・課題解決力を持つ人財の採用と育成、(ハ)お客さまに関する安全対策の強化、(ニ)既存店のクオリティの維持・強化、(ホ)接客力・企画提案力の更なる向上、(ヘ)堅実な店舗展開、(ト)コーポレート・ガバナンスの強化、(チ)新規事業の開発・創出の8項目を重要な課題として掲げております。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 2018年10月期	第24期 2019年10月期	第25期 2020年10月期	第26期 (当連結会計年度) 2021年10月期
売 上 高 (百万円)	20,009	20,189	8,746	11,530
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (百万円)	2,094	1,955	△3,524	△610
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失(△)	1,365	1,350	△4,235	△411
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	46.28	45.48	△143.22	△14.03
総 資 産 (百万円)	20,604	21,539	17,898	17,603
純 資 産 (百万円)	11,790	12,916	7,923	7,604

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算出しております。なお、当該自己株式数には、アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託が所有する当社株式を含めております。  
 3. 第23期は、第22期に新設した「ララチャンスOKAZAKI迎賓館」(岡崎支店)の通期稼働及び第23期に新設した「キャッスルガーデンOSAKA」(大阪支店)の稼働により売上高、経常利益、総資産が増加しました。  
 4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第24期の期首から適用しており、第23期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。  
 5. 第24期は、第23期に新設した「キャッスルガーデンOSAKA」(大阪支店)の稼働及びPT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIAの婚礼組数が増加したものの、既存店の施行組数の減少もあり、売上高は微増しましたが、人件費等の増加及び神戸支店の開業費用の発生により経常利益は減少し、総資産は増加しました。  
 6. 第25期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、挙式・披露宴の延期が発生し、施行組数が減少したことから売上高、経常利益は減少しました。減収、減益に伴い総資産、純資産は減少しました。  
 7. 第26期の状況につきましては、前記「(1)事業の状況」に記載のとおりであります。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第23期 2018年10月期	第24期 2019年10月期	第25期 2020年10月期	第26期(当期) 2021年10月期
売 上 高 (百万円)	18,984	19,030	7,997	10,861
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (百万円)	2,069	2,015	△3,625	△599
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (百万円)	1,338	1,409	△4,306	△408
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	45.37	47.48	△145.63	△13.95
総 資 産 (百万円)	20,287	21,355	17,617	17,488
純 資 産 (百万円)	11,794	12,975	7,992	7,675

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算出しております。なお、当該自己株式数には、アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託が所有する当社株式を含めております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
アイケア株式会社	95,000 <sup>千円</sup>	100.0%	有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供
PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA	423,000	92.3%	挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供
株式会社明德庵	25,000	95.0%	引出物・引菓子及びギフト商品等に関する企画・開発・販売業務
アイ・ケイ・ケイ分割準備 会社株式会社	50,000	100.0%	挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社4社を含め、5社であります。

2. 2021年11月1日付で、アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社は、アイ・ケイ・ケイ株式会社に商号変更しております。

### (4) 主要な事業内容（2021年10月31日現在）

① 挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供

② 有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供

③ 引出物・引菓子及びギフト商品等に関する企画・開発・販売業務

## (5) 主要な事業所 (2021年10月31日現在)

### ① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店	佐賀県伊万里市	福井支店	福井県福井市
伊万里支店	佐賀県伊万里市	盛岡支店	岩手県盛岡市
鳥栖支店	佐賀県鳥栖市	佐世保支店	長崎県佐世保市
福岡支店	福岡県福岡市	広島支店	広島県広島市
富山支店	富山県富山市	岡崎支店	愛知県岡崎市
宮崎支店	宮崎県宮崎市	大阪支店	大阪府大阪市
大分支店	大分県大分市	神戸支店	兵庫県神戸市
金沢支店	石川県金沢市	東京支店	東京都江東区
いわき支店	福島県いわき市	福岡本部	福岡県糟屋郡志免町
高知支店	高知県高知市		

### ② 子会社 (アイケア株式会社)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店	福岡県糟屋郡志免町	佐賀店	佐賀県佐賀市
伊万里店	佐賀県伊万里市	唐津店	佐賀県唐津市

### ③ 子会社 (PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店	インドネシア共和国 ジャカルタ市	Skenoo Hall支店	インドネシア共和国 ジャカルタ市
Menara Mandiri支店	インドネシア共和国 ジャカルタ市		

### ④ 子会社 (株式会社明德庵)

名 称	所 在 地
本店	福岡県糟屋郡志免町

### ⑤ 子会社 (アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社)

名 称	所 在 地
本店	佐賀県伊万里市

## (6) 従業員の状況 (2021年10月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
婚礼事業	783 (229) 名	28名減 (26名増)
介護事業	82 (23)	8名増 (1名増)
食品事業	4 (0)	2名増 (－)
全社 (共通)	70 (2)	9名増 (－)
合計	939 (254)	9名減 (27名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、アルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているのもであります。

### ②当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
823 (231) 名	21名減 (30名増)	29.0歳	6.0年

- (注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、アルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (7) 主要な借入先 (2021年10月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,122 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	992
株式会社日本政策投資銀行	940
株式会社福岡銀行	485
株式会社西日本シティ銀行	458

- (注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項 (2021年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 96,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,956,800株 (自己株式66,273株を含む。)
- ③ 株主数 21,928名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株式会社エム・ケイ・パートナーズ	9,986,000	33.40
金 子 和 斗 志	4,752,200	15.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,563,100	8.57
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,265,800	4.23
アイ・ケイ・ケイ従業員持株会	1,112,000	3.72
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	900,000	3.01
金 子 晴 美	884,000	2.95
アイ・ケイ・ケイ取引先持株会	832,200	2.78
野村信託銀行株式会社 (アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託口)	511,100	1.70
株式会社佐賀銀行	304,000	1.01

(注) 1. 上記の持株比率は、自己株式66,273株を控除して計算しております。

なお、当該自己株式数には、アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託が所有する511,100株は含まれておりません。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	15,691株	4名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告30頁「(3)⑥取締役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式も含めて記載しております。

## (2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2021年10月31日現在)

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役に関する事項（2021年10月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金子 和斗志	代表取締役会長CEO	株式会社明德庵 代表取締役社長 アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社 代表取締役会長
寺澤 大輔	取締役（関連事業開発担当兼部長）	アイケア株式会社 代表取締役社長
菊地 正樹	取締役（新規事業開発担当）	株式会社明德庵 取締役 アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社 取締役
森田 康寛	取締役（海外事業開発担当兼部長）	PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA 代表取締役社長
小田 豊	取締役（システム担当兼部長）	
梅山 香里	取締役	GESS Consulting Office 代表 一般社団法人福岡県中小企業診断士協会 代表理事
久保 俊幸	取締役（監査等委員・常勤）	アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社 監査役
藤田 ひろみ	取締役（監査等委員）	税理士法人 さくら優和パートナーズ 代表社員 有限会社ビギン 取締役 株式会社アセットパートナーズ優和福岡 代表取締役 九州旅客鉄道株式会社 社外取締役（監査等委員）
楠 典子	取締役（監査等委員）	楠典子税理士事務所 所長 株式会社くすのぎ 代表取締役
伊藤 晴輝	取締役（監査等委員）	伊藤産業株式会社 代表取締役社長 伊藤晴輝公認会計士事務所 代表
中村 亮介	取締役（監査等委員）	弁護士法人中村国際法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役梅山香里氏、取締役（監査等委員）藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役梅山香里氏、取締役（監査等委員）藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るために、監査等委員久保俊幸氏を常勤監査等委員に選定しています。
4. 取締役（監査等委員）藤田ひろみ氏及び楠典子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）伊藤晴輝氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・重要な兼職の状況
村田 裕紀	2021年10月31日	辞任	代表取締役社長COO アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社 代表 取締役社長 アイケア株式会社 取締役 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA 取締役

7. 当事業年度末日の翌日以降における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位及び担当の異動の状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
金子 和斗志	代表取締役会長CEO	代表取締役会長兼社長CEO	2021年11月1日

8. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年10月31日現在の執行役員の氏名等は、次のとおりであります。

氏名	役職及び担当
田中 慶彦	執行役員経営管理部長 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA 取締役
田代 春彦	執行役員調理部長 株式会社明德庵 監査役
中嶋 大祐	執行役員営業企画部長 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA 取締役

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各監査等委員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	72,228 (2,000)	63,353 (2,000)	－ (－)	8,875 (－)	8 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15,200 (6,000)	15,200 (6,000)	－ (－)	－ (－)	5 (3)
合 計 （うち社外役員）	87,428 (8,000)	78,553 (8,000)	－ (－)	8,875 (－)	13 (4)

(注) 1. 2021年1月28日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑥取締役の報酬等 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、株式報酬費用は8,875千円（取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）4名に対し8,875千円）であります。

4. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、2020年1月28日開催の第24期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内とし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）であります。また、別枠で、同株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内（ただし、年50,000株を上限とする。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。

5. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2020年1月28日開催の第24期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は3名）であります。

⑤ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2020年1月28日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く。）1名に対し上記の他に、32,199千円の退職慰労金を支給しております。

## ⑥ 取締役の報酬等

### 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を図る報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、社会的な水準、経営内容及び役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬制度とします。また、監督機能を担う取締役会長及び社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、経営の監督機能を十分に機能させるため譲渡制限付株式を支給せず、基本報酬のみで構成します。

なお、当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、社会的な水準、経営内容及び役位等に応じて当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

#### b. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、毎年、一定の時期に譲渡制限付株式報酬を支給します。その株式数は、役位ごとにあらかじめ定められた基準及び当社の業績に対する貢献度に応じて計算します。

#### c. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定します。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝85：15とします。

また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、基本報酬のみとします。



d. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。代表取締役会長は、社外取締役の意見を得た上で、各取締役の基本報酬の額を決定します。

また、譲渡制限付株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、代表取締役会長の金子和斗志氏に対して、取締役会において決議した決定方針に沿って、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限を委任しております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務の評価を行うには、代表取締役会長が最も適していると判断したためです。

⑧ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場での監査・監督機能が重視されることから業績を反映することは行わずに、個人別の基本報酬の額の具体的内容は監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

⑨ 社外役員に関する事項

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役梅山香里氏は、GESS Consulting Officeの代表及び一般社団法人福岡県中小企業診断士協会の代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）藤田ひろみ氏は、税理士法人さくら優和パートナーズの代表社員、有限会社ビギンの取締役、株式会社アセットパートナーズ優和福岡の代表取締役及び九州旅客鉄道株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）楠典子氏は、楠典子税理士事務所の所長及び株式会社くすのきの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）伊藤晴輝氏は、伊藤産業株式会社の代表取締役社長及び伊藤晴輝公認会計士事務所の代表であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

(ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	梅 山 香 里	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての専門的見識に基づき、議案審議等に適宜発言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 (監査等委員)	藤 田 ひろみ	当事業年度開催の取締役会18回中17回に、また当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席し、税理士としての専門的見識に基づき、議案審議等に適宜発言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 (監査等委員)	楠 典 子	当事業年度開催の取締役会18回全てに、また当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席し、税理士としての専門的見識に基づき、議案審議等に適宜発言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 (監査等委員)	伊 藤 晴 輝	当事業年度開催の取締役会18回全てに、また当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席し、公認会計士としての専門的見識に基づき、議案審議等に適宜発言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。



#### (4) 会計監査人に関する事項

① 名 称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	27百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIAについては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,441,425</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,978,908</b>
現金及び預金	3,509,473	買掛金	589,810
売掛金	323,156	短期借入金	2,100,000
商品	323,247	1年内返済予定の長期借入金	806,183
原材料及び貯蔵品	52,883	前受金	1,017,955
未収還付法人税等	1,884	未払法人税等	67,166
その他	237,041	賞与引当金	299,384
貸倒引当金	△6,260	その他の他	1,098,408
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,161,847</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,019,771</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>10,537,328</b>	長期借入金	2,408,644
建物及び構築物	8,339,892	退職給付に係る負債	36,956
機械装置及び運搬具	41,370	ポイント引当金	16,815
土地	1,850,919	資産除去債務	1,038,800
建設仮勘定	18,484	その他の他	518,555
その他	286,661	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,998,679</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>154,679</b>	純 資 産 の 部	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,469,838</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,593,258</b>
繰延税金資産	228,183	資本金	351,655
差入保証金	1,597,311	資本剰余金	351,731
その他	662,739	利益剰余金	7,230,337
貸倒引当金	△18,394	自己株式	△340,466
<b>資 産 合 計</b>	<b>17,603,273</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△15,076</b>
		退職給付に係る調整累計額	17,472
		為替換算調整勘定	△32,549
		<b>非支配株主持分</b>	<b>26,411</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,604,593</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>17,603,273</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年11月1日から  
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,530,174
売上原価		5,057,126
売上総利益		6,473,048
販売費及び一般管理費		8,072,665
営業損失		△1,599,617
営業外収益		
受取利息	13,442	
雇用調整助成金	925,382	
その他	78,243	1,017,069
営業外費用		
支払利息	22,548	
その他	5,701	28,249
経常損失		△610,797
特別損失		
固定資産除却損	4,270	4,270
税金等調整前当期純損失		△615,068
法人税、住民税及び事業税	25,947	
法人税等調整額	△225,680	△199,732
当期純損失		△415,335
非支配株主に帰属する 当期純損失		△4,109
親会社株主に帰属する 当期純損失		△411,226

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年11月1日から  
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合計
2020年11月1日残高	351,655	355,794	7,641,563	△433,629	7,915,385
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△411,226		△411,226
自己株式の処分		△1,441		93,162	91,721
連結子会社株式の取得による 持分の増減		△2,621			△2,621
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△4,063	△411,226	93,162	△322,126
2021年10月31日残高	351,655	351,731	7,230,337	△340,466	7,593,258

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産 合計
	退職給付に係 る調整累計額	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
2020年11月1日残高	21,479	△49,397	△27,917	35,877	7,923,345
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失					△411,226
自己株式の処分					91,721
連結子会社株式の取得による 持分の増減				△7,107	△9,729
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△4,007	16,848	12,840	△2,358	10,481
連結会計年度中の変動額合計	△4,007	16,848	12,840	△9,465	△318,752
2021年10月31日残高	17,472	△32,549	△15,076	26,411	7,604,593

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,764,137</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,830,788</b>
現 金 及 び 預 金	2,909,076	買 掛 金	587,989
売 掛 金	241,897	短 期 借 入 金	2,100,000
商 品	317,356	1年内返済予定の長期借入金	806,183
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	51,596	未 払 金	216,071
前 渡 金	1,287	未 払 費 用	370,629
前 払 費 用	152,785	未 払 法 人 税 等	55,496
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	45,000	前 受 金	965,880
そ の 他	51,399	預 り 金	49,950
貸 倒 引 当 金	△6,262	賞 与 引 当 金	278,752
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,724,506</b>	そ の 他	399,837
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>10,045,482</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,982,600</b>
建 築 物	7,265,939	長 期 借 入 金	2,408,644
構 築 物	654,997	退 職 給 付 引 当 金	59,766
機 械 及 び 装 置	13,185	ポ イ ン ト 引 当 金	16,815
車 両 運 搬 具	27,381	資 産 除 去 債 務	1,015,772
工 具 、 器 具 及 び 備 品	214,689	そ の 他	481,602
土 地	1,850,919	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,813,389</b>
建 設 仮 勘 定	18,370	純 資 産 の 部	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>148,507</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,675,254</b>
借 地 権	81,165	資 本 金	351,655
ソ フ ト ウ エ ア	56,656	資 本 剰 余 金	354,353
そ の 他	10,685	資 本 準 備 金	355,311
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>3,530,516</b>	そ の 他 資 本 剰 余 金	△958
関 係 会 社 株 式	728,929	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,309,711</b>
投 資 有 価 証 券	28,600	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,309,711
出 資 金	60	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	84,878
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	360,000	別 途 積 立 金	1,100,000
長 期 前 払 費 用	93,222	繰 越 利 益 剰 余 金	6,124,833
繰 延 税 金 資 産	209,190	<b>自 己 株 式</b>	<b>△340,466</b>
差 入 保 証 金	1,597,311	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,675,254</b>
そ の 他	531,597	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>17,488,643</b>
貸 倒 引 当 金	△18,394		
<b>資 産 合 計</b>	<b>17,488,643</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年11月1日から  
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		<b>10,861,030</b>
売 上 原 価		<b>4,588,663</b>
売 上 総 利 益		<b>6,272,367</b>
販売費及び一般管理費		<b>7,861,538</b>
営 業 損 失		<b>△1,589,171</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,759	
雇 用 調 整 助 成 金	925,382	
そ の 他	82,249	1,013,391
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,513	
そ の 他	4,233	23,747
経 常 損 失		<b>△599,526</b>
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,266	4,266
税 引 前 当 期 純 損 失		<b>△603,793</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,276	
法 人 税 等 調 整 額	△209,190	△194,914
当 期 純 損 失		<b>△408,879</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年11月1日から  
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				固定資産圧縮 積 立 金	別途積立金	
2020年11月1日残高	351,655	355,311	483	355,794	88,299	1,100,000
事業年度中の変動額						
当期純損失						
固定資産圧縮積立金の取崩					△3,420	
自己株式の処分			△1,441	△1,441		
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,441	△1,441	△3,420	-
2021年10月31日残高	351,655	355,311	△958	354,353	84,878	1,100,000

	株 主 資 本					純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計				
2020年11月1日残高	6,530,292	7,718,591	△433,629	7,992,412	7,992,412	
事業年度中の変動額						
当期純損失	△408,879	△408,879		△408,879	△408,879	
固定資産圧縮積立金の取崩	3,420	-		-	-	
自己株式の処分			93,162	91,721	91,721	
事業年度中の変動額合計	△405,458	△408,879	93,162	△317,158	△317,158	
2021年10月31日残高	6,124,833	7,309,711	△340,466	7,675,254	7,675,254	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月17日

アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永里 剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飛田 貴史

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社（旧社名：アイ・ケイ・ケイ株式会社）の2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社（旧社名：アイ・ケイ・ケイ株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月17日

アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永里 剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飛田 貴史

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社（旧社名：アイ・ケイ・ケイ株式会社）の2020年11月1日から2021年10月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、TV会議システム等のリモート手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月22日

アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	久保俊幸	㊟
監査等委員	藤田ひろみ	㊟
監査等委員	楠典子	㊟
監査等委員	伊藤晴輝	㊟
監査等委員	中村亮介	㊟

(注) 監査等委員藤田ひろみ、楠典子及び伊藤晴輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

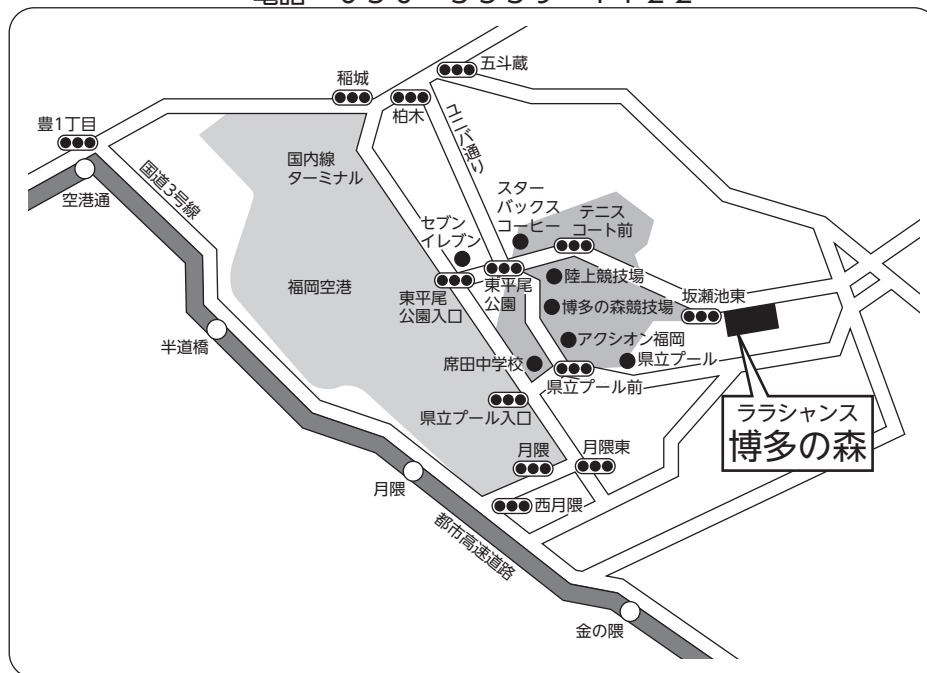






# 株主総会会場ご案内図

福岡県福岡市博多区東月隈3丁目27-2  
ララチャンス 博多の森 博多の森迎賓館  
電話 050-3539-1122



**本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。**

## 地下鉄・バスをご利用の方

- 福岡市営地下鉄「福岡空港駅」下車、4番出口より「福岡空港前」バス停へ向かいます。西鉄バス「宇美営業所行き3番」または「イオンモール福岡行き」に乗り、「福祉公園前」で下車、徒歩2分

## タクシーをご利用の方

- 福岡空港からタクシーで約10分

## お車でお越しの方

- 北九州方面からお越しの方  
福岡ICから福岡都市高速道路に乗り継ぎ「空港通」ランプから車で約15分
- 鳥栖・熊本方面からお越しの方  
太宰府ICから福岡都市高速道路に乗り継ぎ「金の隈」ランプから車で約15分

